

令和元年度答申第4号
令和元年10月25日

松戸市監査委員 高橋 正剛 様
同 三好 徹 様
同 伊東 英一 様
同 大谷 茂範 様

松戸市個人情報保護審議会
会長 土岐 寛 印

個人情報の非開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

平成30年5月28日付け松監第39号をもって諮問のあった「私が平成29年10月12日に行い、同月18日に補正した住民監査請求及び私が原告になった平成29年（行ウ）第58号の住民訴訟に関して、弁護士等と相談したり、内部的に検討したり、監査対象や相手方やその弁護士等とやりとりしたり、それに前後して作成・取得されたりした文書一切。電磁的記録も含む。」に係る個人情報の非開示決定に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審議会の結論

松戸市監査委員（以下「処分庁」という。）は、別表のとおり開示することが妥当である。

2 本件審査請求までの経過

審査請求人は、平成30年4月12日付けで、処分庁に対し、松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

処分庁は、本件開示請求に対して、平成30年4月26日付け個人情報非開示決定通知書により、条例第10条第3項第2号に該当するため、非開示決定（以下「本件処分」という。）をした。

審査請求人は、本件処分を不服とし、平成30年5月7日付け審査請求書により、本件処分に対して、本件審査請求をした。

3 本件審査請求の趣旨

本件処分に対する審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分を取り消し、請求対象文書をさらに特定した上で、請求した情報の全ての開示を求める。
- (2) 公益上の理由による裁量的開示を求める。

4 処分庁の説明要旨

本件処分に対する処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求の対象である個人情報には、平成29年（行ウ）第58号の住民訴訟とその前置である、平成29年10月12日になされ、同月18日に補正された住民監査請求に関する記録が記載されており、これは争訟に係る情報であり、条例第10条第3項第2号に該当するため、非開示となる。
- (2) 本件処分は、条例にのっとり適正に行われたものである。

(3) 本市の条例中に公益上の理由による裁量的開示に関する規定はない。

以上により、本件処分には違法又は不当な点はなく、取消しの必要はないため、本件審査請求には理由がなく、棄却すべきである。

5 審議会の判断

本件処分に対する審議会の判断は、次のとおりである。

(1) 条例の定め

ア 開示請求の対象となる個人情報の記録について

条例第10条第1項では、「何人も、市の機関に対し、公文書に記録されている個人情報の記録（当該個人のものに限る。）のうち法令の規定により非公開とされているものを除き、その開示を請求することができる。」とされている。

そして、条例第2条第7号では、「公文書」につき、「市の機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録であつて、当該市の機関の職員が組織的に用いるものとして、当該市の機関が保有しているもの」とされている。

また、条例第2条第1号では、「個人情報」につき、「個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの」とされている。

イ 非開示事由について

条例第10条第3項では、「市の機関は、第1項の請求があつた場合において、当該請求に係る個人情報の記録が次の各号のいずれかに該当するときは、当該記録を開示しないことができる。（1）個人の評価、診断、判定、相談又は選考に関するものであつて、本人に知らせないことが正当

と認められるもの (2) 開示することにより市の機関の公正又は適正な行政執行を妨げるおそれのあるもの (3) その他公益上必要があると市長が審議会の意見を聴いて認めたもの」とされている。

(2) 本件について

ア 開示請求の対象となる個人情報の記録について

上記(1)アの条例の定めに基づき、審議会で確認したところ、本件において開示請求の対象となる個人情報の記録は、別表のとおりと認められる。

なお、住民票(別表No.6)及び全部事項証明書(別表No.7)については、これらのうち審査請求人に関する部分以外は、開示請求の対象とならない(条例第10条第1項括弧書)。

イ 非開示事由について

(ア) 起案用紙(松戸市職員措置請求(住民監査請求)に係る関係課提出資料について(いじめ防止対策委員報酬等に係る措置請求)送付先請求人)(別表No.39)のうち、「3. 申出の経過」について

本件文書の非開示事由について、処分庁の主張によると、本起案文書は、監査委員事務局において、関係課資料の提出資料の請求人に対する送付について、代表監査委員による決裁を得るため作成したものである。本起案文書中の「3. 申出の経過」は、送付という処分案の前提として、請求人からの申出に対する監査事務局の対応及び監査委員への報告の内容と、それに基づく監査委員の合議による一連の経過が記録されている。当該記録は、監査結果を得るための審議経過ではないものの、住民監査請求の内容に関わる関係課から提出された資料の、監査結果が出る前の取扱いについての監査の合議に至るまでの発言、意見を含む記録であって、これが公開されると、監査委員が、率直かつ活発に、また外部からの影響なく自らの意見を述べることを控えるおそれがあり、一連の住民監査請求の監査業務に支障を及ぼすことがあることから、公正又は適正な監査業務の執行を妨げるおそれがある情報に該当する。

以上の処分庁の主張について、審議会として検討すると、以下のとおりである。

本件の「3. 申出の経過」の記録内容からすると、監査事務局は、上記申出に対する対応として、代表監査委員が監査事務における責任者の立場にあることから、監査委員による合議を経ることにより、監査委員としての意思統一を図った上で必要な対応をとることとしていることが見受けられる。そのため、当該監査結果が出る前の記録を仮に開示した場合には、今後、監査委員による率直な意見交換の機会が損なわれ、また、監査委員が合議体としての意思決定を行うに際して、その中立性が不当に損なわれるおそれがあり、一連の住民監査請求の監査業務に支障を及ぼすことが認められることから、処分庁の主張は妥当なものと判断することができる。

したがって、起案用紙（松戸市職員措置請求（住民監査請求）に係る関係課提出資料について（いじめ防止対策委員報酬等に係る措置請求）（別表No.39）のうち、「3. 申出の経過」は、条例第10条第3項第2号の「開示することにより市の機関の公正又は適正な行政執行を妨げるおそれのあるもの」に該当する。

(イ) 監査結果文（案）（別表No.41）について

本件文書の非開示事由について、処分庁の主張によると、住民監査請求における監査結果文（案）は、監査委員の合議内容の記録ではないにしても、一定の審査段階における今後の修正変更があることを前提として、とりあえず、監査委員全員の意見の方向性をまとめた素案であり、監査委員の内部における審議の内容が反映されたという性格のものである。そのような成熟していない段階での情報が開示されると、市民に無用な誤解や混乱を生じさせるおそれがある。したがって、このような性質の情報を公開することになれば、独立して権限を行使すべき監査委員の自由な裁量による職務の執行に支障が生じることから将来の公正又は適正な監査業務の執行を妨げるおそれがある情報に該当する。

以上の処分庁の主張について、審議会として検討すると、以下のとおりである。

監査の結果に関する報告の決定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）において、監査委員の合議によること（同法第19

9条第11項)及び監査の結果に関する報告は、関係機関に提出するとともに、一般に公表すること(同条第9項)が規定されているが、これらの条文からすると、監査の結果に関する報告の案の段階のものは、監査委員の内部資料に止まり、公表の対象に含まれていない。

そして、監査委員が、これらの法令の規定の趣旨に反して、仮に監査結果文(案)を開示することとした場合には、監査委員の合議により、監査の結果に関する報告が正式に決定される前の情報を不適切な時期に公表することにつながるほか、本件の監査結果文(案)は、素案に係る情報に止まり、そのような成熟していない段階での情報を市の機関が公にした場合は、市民に無用な誤解や混乱を生じさせるおそれがあるとともに、独立して権限を行使すべき監査委員の自由な裁量による職務の執行に支障が生じるとする処分庁の主張は妥当なものと判断することができる。

したがって、監査結果文(案)(別表No.41)は、条例第10条第3項第2号の「開示することにより市の機関の公正又は適正な行政執行を妨げるおそれのあるもの」に該当する。

以上により、別表に掲げる個人情報の記録のうち、上記(ア)及び(イ)については、「非開示事由」に該当する部分を除き、開示することが相当である。

(ウ) 処分庁は、その他の文書の非開示事由について、「住民訴訟の前置となる制度である住民監査請求に関する文書には、関係課が住民訴訟において、一方当事者として争訟に対処するための方針、主張に関する情報が含まれている。住民訴訟の係争中に、これらの情報を公にすると、市が争訟において有効な対応手段を講じることができず、市の当事者としての地位を不当に害するおそれがある。さらに、住民訴訟の対応を考慮して、住民監査請求の監査において、担当課が監査委員に対し、必要な資料の提出を控えたり、自己の見解等を示すことに消極的になることにより、監査委員の合議による権限の行使が妨げられるおそれがある。したがって、当該情報は、情報公開条例第7条第6号の「争訟に係る事務に関する情報」に該当するとともに、個人情報保護条例第10条第3項第2号の「開示することにより市の機関の公正

又は適正な行政執行を妨げるおそれのあるもの」に該当する。」と主張している。

しかし、審議会で見分したところ、別表に掲げる個人情報の記録は、上記（ア）及び（イ）を除き、いずれも訴訟等の事務手続に関する書類に止まり、「住民訴訟の前置となる制度である住民監査請求に関する文書には、関係課が住民訴訟において、一方当事者として争訟に対処するための方針、主張に関する情報が含まれている。住民訴訟係争中に、これらの情報を公にすることにより、市が争訟において有効な対応手段を講じることができず、市の当事者としての地位を不当に害するおそれがある」とも、「住民訴訟の対応を考慮して、住民監査請求監査において、担当課が監査委員に対し、必要な資料の提出を控えたり、自己の見解等を示すことに消極的になることにより、監査委員の合議による権限の行使が妨げられるおそれがある」とも認められず、情報公開条例第7条第6号の「争訟に係る事務に関する情報」又は個人情報保護条例第10条第3項第2号の「開示することにより市の機関の公正又は適正な行政執行を妨げるおそれのあるもの」に該当する」ということはできない。

（3）裁量的開示について

公益上の理由による裁量的開示については、条例中に規定がないため、開示の根拠とすることはできない（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第16条参照）。

6 審議会の結論

以上により、審議会は、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

審議会の処理経過は、別紙のとおりである。

7 付言

個人情報非開示決定通知書における「開示することができない理由」及び審議会における処分庁の主張（説明）は、その「根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解されるものとしなければならない。」

（条例第11条の3第2項において準用する松戸市情報公開条例（平成13年

条例第30号) 第10条第3項) とする条文の趣旨からすると、不十分と言わざるを得ない。処分庁には、より慎重な判断を求めたい。

別表

No.	開示請求の対象となる個人情報の記録内容	非開示事由	開示すべき部分
1	起案用紙（松戸市職員措置請求（いじめ防止対策委員会委員報酬等に係る措置請求）について）	なし	全部
2	松戸市職員措置請求書（住民監査請求書）（添付書類含む）	なし	全部
3	起案用紙（松戸市職員措置請求（いじめ防止対策委員会委員報酬等に係る措置請求）に係る住民票及び戸籍謄本について）	なし	全部
4	証明書公用請求について	なし	全部
5	起案用紙（松戸市職員措置請求（いじめ防止対策委員会委員報酬等に係る措置請求）に係る住民票及び戸籍謄本について）	なし	全部
6	住民票のうち審査請求人に関する部分	なし	全部
7	全部事項証明書のうち審査請求人に関する部分	なし	全部
8	松戸市職員措置請求書（住民監査請求書）	なし	全部
9	住民監査請求書要件審査書	なし	全部
10	請求人確認簿	なし	全部
11	起案用紙（平成29年10月12日付け松戸市職員措置請求書（住民監査請求書）に係る補正書について）	なし	全部
12	平成29年10月12日付け松戸市職員措置請求書（住民監査請求書）に係る補正書	なし	全部
13	起案用紙（松戸市職員措置請求（住民監査請求）の受理について（いじめ防止対策委員会委員報酬等に係る措置請求））	なし	全部
14	松戸市職員措置請求（住民監査請求）の受理について（通知）	なし	全部

15	起案用紙(松戸市職員措置請求(住民監査請求)に係る証拠の提出及び陳述について(いじめ防止対策委員会委員報酬等に係る措置請求))	なし	全部
16	松戸市職員措置請求に係る証拠の提出及び陳述について(通知)	なし	全部
17	起案用紙(松戸市職員措置請求(住民監査請求)の受理について(いじめ防止対策委員会委員報酬等に係る措置請求))	なし	全部
18	松戸市職員措置請求書(住民監査請求書)(添付書類含む)	なし	全部
19	平成29年10月12日付け松戸市職員措置請求書(住民監査請求書)に係る補正書	なし	全部
20	請求人確認簿	なし	全部
21	請求人確認簿	なし	全部
22	起案用紙(陳述の公開及び意見聴取立会の申出書について)	なし	全部
23	陳述の公開及び意見聴取立会の申出書	なし	全部
24	起案用紙(松戸市職員措置請求(住民監査請求)に係る証拠の提出及び陳述について(変更))	なし	全部
25	松戸市職員措置請求に係る証拠の提出及び陳述について(変更)	なし	全部
26	陳述の公開及び意見聴取立会の申出書	なし	全部
27	陳述の公開及び意見聴取立会について(回答)	なし	全部
28	起案用紙(松戸市措置請求(住民監査請求)に係る新たな証拠の説明書について(いじめ防止対策委員会報酬等に係る措置請求)送付先:市長、教育長)	なし	全部
29	住民監査請求に係る新たな証拠の説明書(資料含む)	なし	全部
30	住民監査請求書要件審査書	なし	全部
31	請求人確認簿	なし	全部
32	起案用紙(住民監査請求に係る抗議書及び質問書について(いじめ防止対策委員会委員報酬等に係る措置請求))	なし	全部

33	住民監査請求に係る抗議書及び質問書について（回答）	なし	全部
34	住民監査請求に係る抗議書及び質問書	なし	全部
35	起案用紙（松戸市職員措置請求書（住民監査請求）に係る陳述書について（いじめ防止対策委員会委員報酬等に係る措置請求））	なし	全部
36	松戸市職員措置請求書（住民監査請求）に係る陳述書	なし	全部
37	起案用紙（公開及び意見聴取立会について（いじめ防止対策委員会委員報酬等に係る措置請求）送付先：請求人）	なし	全部
38	公開及び意見聴取立会について（回答）	なし	全部
39	起案用紙（松戸市職員措置請求（住民監査請求）に係る関係課提出資料について（いじめ防止対策委員会委員報酬等に係る措置請求）送付先：請求人）	「3. 申出の経過」につき、公正又は適正な行政執行を妨げるおそれ	「3. 申出の経過」を除く部分
40	松戸市職員措置請求（住民監査請求）に係る関係課提出資料について（送付）（資料含む）	なし	全部
41	監査結果文（案）	公正又は適正な行政執行を妨げるおそれ	なし
42	起案用紙（松戸市職員措置請求（住民監査請求）に係る監査結果について（いじめ防止対策委員会委員報酬等に係る措置請求））	なし	全部
43	松戸市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）	なし	全部
44	監査結果文	なし	全部
45	起案用紙（松戸市職員措置請求（住民監査請求）に係る監査結果について（いじめ防止対策委員会委員報酬等に係る措置請求）送付先：市長、議長、教育長）	なし	全部
46	監査結果文	なし	全部
47	監査結果文	なし	全部

審議会の処理経過

年 月 日	内 容
平成30年 5月28日	諮問書の受理
平成30年 9月27日	第1回審議会（諮問の報告）
平成31年 1月31日	第2回審議会（審議・理由説明）
平成31年 3月 6日	第3回審議会（審議）
平成31年 4月15日	第4回審議会（審議・意見陳述）
令和 元年 5月31日	第5回審議会（審議）
令和 元年 6月28日	第6回審議会（審議）
令和 元年 7月25日	第7回審議会（審議）
令和 元年 8月26日	第8回審議会（審議）
令和 元年10月25日	第9回審議会（審議）